

諮問第73号

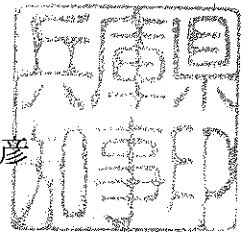
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

くろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定によるくろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第5項の規定により準用する同条第2項の規定に基づき、諮問します。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦



**くろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について**  
(くろまぐろ大型魚の留保枠の配分について)

**1 くろまぐろ大型魚の留保枠の配分について**

令和3管理年度のくろまぐろ大型魚（以下、「大型魚」という。）の留保枠(4.7トン)については、県内の漁獲状況等を勘案し、沿岸まぐろはえ縄漁業区分に兵庫県資源管理方針（以下、「方針」という。）に基づく比率により2.5トンの配分を行い、残りの2.2トンは国が行う枠融通による、くろまぐろ小型魚（以下、「小型魚」という。）配分との交換を要望する。

留保枠	管理区分	比率	配分案	
4.7トン	沿岸まぐろはえ縄漁業	2.0	2.5トン	→当該区分へ配分
	その他漁業	1.7	2.2トン	→小型魚との交換要望

**2 小型魚との交換が成立した場合の管理区分への配分について**

1の枠融通により数量の交換が成立した場合、本県の小型魚管理区分へ方針（別紙1-4）第3に規定する追加の配分の考え方により配分する。

交換数量	管理区分	比率	配分案
2.2トン (※)	日本海沿岸くろまぐろ漁業	0.8	1.8トン
	日本海定置漁業	0.2	0.4トン

※ 交換数量は満量成立しない場合がある。

**【参考】 令和3管理年度の配分と漁獲状況（トン）**

資源名	管理区分	現配分	10月末実績	残量	消化率
小型魚	日本海沿岸くろまぐろ漁業	4.7	2.7	2.0	57%
	日本海定置漁業	1.0	0.1	0.9	10%
	その他漁業	0.1	0.0	0.1	0%
	合計	5.8	2.8	3.0	52%

資源名	管理区分	現配分	10月末実績	残量	消化率
大型魚	沿岸まぐろはえ縄漁業	3.7	1.4	2.3	38%
	その他漁業	3.2	0.1	3.1	3%
	留保	4.7	0.0	4.7	0%
	合計	11.6	1.5	10.1	13%

**3 管理区分への配分スケジュール予定**

- 11月2日 県から水産庁へ交換要望
- 11月10日, 16日 海区委員会漁獲可能量変更案諮問
- 11月下旬 水産庁から県へ通知（交換成立通知、漁獲可能量変更通知）
- 11月下旬～12月上旬 知事管理漁獲可能量変更告示

## 参考 兵庫県資源管理方針別紙（配分関係抜粋）

（別紙 1 - 4）

### 第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

### 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

（略）

### 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、やむを得ない混獲を管理するための数量として 0.1 トンを第 2 の 3 兵庫県その他漁業区分に配分する。残りの数量は第 2 の 1 の兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業区分及び第 2 の 2 兵庫県定置漁業区分に配分するものとし、その配分に際しては、知事管理区分毎に以下の当初配分時の比率を乗じた数量（少数第 2 位を四捨五入）を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合については、第 2 の 1 の兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業区分及び第 2 の 2 兵庫県定置漁業区分に以下の追加配分時の比率により配分する。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

（当初配分時の比率）

管理区分	比率
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	1. 9
兵庫県日本海定置漁業	0. 3

（追加配分時の比率）

管理区分	比率
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	0. 8
兵庫県日本海定置漁業	0. 2

（別紙 1 - 5）

### 第 1 特定水産資源

#### 1 特定水産資源の名称

くろまぐろ（大型魚）

### 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

（略）

### 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、4 割を本県の留保枠とし、残りの 6 割を知事管理区分毎に以下の比率を乗じた数量（少数第 2 位を四捨五入）を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合についても同様に配分を行う。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

管理区分	比率
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	2. 0
兵庫県その他漁業	1. 7

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年 月 日

兵庫県知事 齋藤元彦

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

8.0トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	6.5トン
兵庫県日本海定置漁業	1.4トン
兵庫県その他漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

9.4トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	6.2トン
兵庫県その他漁業	3.2トン